

平成25年12月9日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成25年12月9日(月) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	門	瀧雄	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	志村	忠昭
11番	尾崎	忠義	12番	渡邊	美喜子
13番	庄野	克宏	14番	佐々木	勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	亀井	孝行
教 育 長	田尾	勝
会計管理者	松下	義夫
町長公室長	高嶋	好弘
総務課長	石原	光弘
政策企画課長	岡部	登
税務課長	中川	隆弘
住民課長	神原	宏一
福祉保健課長	山下	俊和
福祉保健課主幹	氏家	幸子
環境課長	中野	弘之
建設課長	島田	和博
産業課長	岡	敦憲
消防長	前原	成俊
上下水道課長	河田	数明
教育課長	矢野	修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武	孝利
書 記	宮本	和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時01分

議長（門 瀧雄）

皆さん、おはようございます。

議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、平成25年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりごあいさつをいただきます。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう12月の声を聞きまして、皆様方におかれましても大変お忙しい季節になったと感じております。そういう中で今日は、12月の定例会がこれから開会となります。皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、本議会が有意義な議会となります事を、心から期待をしているところであります。

その前にまず一つご報告と、それからお礼を申し上げたいと思います。皆様ご存じのように、瀬戸内国際芸術祭が多度津町の場合は秋会期として10月の5日から11月4日まで、高見島で開催をさせていただきました。その折には町議会議員の皆様方には、多大なるご支援ご協力、そしてご貢献を頂きました。ボランティアにもご参加いただいたり、その他さまざまところでのご支援、心から感謝をし御礼を申し上げます。

お陰さまで、31日間の開催日の中で、皆様ご存じだと思いますが24,371名がご来島され、そしてたくさんの方に喜んでいただきました。ちなみに高見島で今ご在住の島民の方が約35名くらいになりますから、その数からいいますと600倍以上の方々が、高見を訪れたという事になります。大変皆様方に喜んでいただいて、そして成功裏に終わりました事に対して、心から感謝をし御礼を申し上げます。

またこれからの取組みと致しましても、高見島また京都精華大学との関わりとか、また高見島をこれからの多度津町の観光資源の一つとして取り上げていきたいなと思っておりますので、その折には議員の皆さまがたにもご相談、またご意見を頂戴しながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

また今日から議会が始まります、どうか皆さま方の色んなご意見を頂戴いたします事を心から期待を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成25年第4回多度津町議会定例会は成立いたしました。

これより第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番 村岡清邦君、11番 尾崎忠義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長（志村 忠昭）

会期の件でございますが、本日12月9日より12月16日月曜日までの8日間とし、詳細については議長の方でお謀りをお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

ただ今、議会運営委員会委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月16日までの8日間とし、議会運営委員会で決定した日程は、12月9日月曜日提案説明、10日火曜日休会、11日水曜日一般質問、12日木曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、13日金曜日委員会予備日、14日から15日まで休会、16日月曜日議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月16日までの8日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りであります。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員より現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、委員長報告を行います。

最初に、11月22日に開催されました建設産業民生常任委員会の委員長報告を求めます。

建設産業民生常任委員会 委員長 古川幸義君。

建設産業民生常任委員会委員長（古川幸義）

皆さん、おはようございます。建設産業民生常任委員会結果報告について、報告致します。

平成25年11月22日開催した、建設産業民生常任委員会の結果を下記のとおり報告する。

審議事項、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充について、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について

審議結果、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充について、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について、委員、傍聴議員より、

一つ、乳幼児医療費の助成内容で一部負担金を助成するとあるが、どの程度の割合なのか。

一つ、高齢者福祉タクシー券が余った場合、譲渡は可能であるのか。

一つ、80歳以上の方に高齢者福祉タクシー券について十分理解してもらえるような形にしていきたい。

一つ、高齢者福祉タクシーの県内市町の取組み状況はどうか。

一つ、88歳、90歳の方を敬老祝い金の対象から外さずに、金額を減らしてでも、残すほうがいいのではないか。

一つ、高齢者福祉タクシーの券が余った場合、返還しないとイケないのか。

一つ、申請書等はパソコンでダウンロードできるようにしていただきたい。

一つ、敬老祝い金はせめて米寿の88歳は残す方向で検討していただきたい。

一つ、敬老祝い金制度から高齢者福祉タクシー制度に移行することを住民に徹底して周知してもらいたい。

一つ、80歳以上の方が将来増加する可能性があるが、そのことを踏まえた上で高齢者福祉タクシーの計画をしているのか。

一つ、高齢者福祉タクシーの申請は年度途中でもできるのか。

一つ、80歳以上の方で免許を持っている人も高齢者福祉タクシーの申請は可能か。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、乳幼児医療費の助成内容の一部負担金とは診断のときの自己負担分のことであり、義務教育の就学前で2割負担、就学後では3割負担する部分を助成するものである。

一つ、原則、高齢者福祉タクシー券の譲渡はできない。譲渡が発覚し

た場合などは、要綱で対応したい。

- 一つ、チラシ等に高齢者福祉タクシーの使用にかかる注意事項を明記するようにしている。
- 一つ、高齢者福祉タクシーはほとんどの市町で同様の制度はあるが、対象者、目的を限定して行っている市町が多い。
- 一つ、高齢化の進展、高齢者の健康保持、財政状況や費用対効果を考え合せる中で、高齢者の全体の福祉を考えれば、今回の改正は妥当なものだと考えている。
- 一つ、余った高齢者福祉タクシー券は有効期限があるので返還しなくてよい。
- 一つ、申請については申請書を対象者全体に郵送し、申請時に手渡しでタクシー券を交付したいと考えている。
- 一つ、88歳の敬老祝い金については、高齢者の医療費増加等により、財政的な部分から判断して、この上乗せが限界と考えたが、今後、福祉保健課と協議して検討したい。
- 一つ、今後の推計を見ても、費用が増加することは想定している。
- 一つ、年度途中からでも高齢者福祉タクシーの申請は可能である。
- 一つ、高齢者福祉タクシーの申請は80歳以上の方が対象なので可能である。

以上のような答弁があり、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充については委員会として承認し、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設については、委員会として継続審議にした。

またその他として執行部より、3件の報告がありました。

以上で、建設産業民生常任委員会の報告を終わります。

議長（門 瀧雄）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

建設産業民生常任委員会 委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町地域の元気臨時基金条例）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分の承認について提案説明をさせていただきます。

平成25年11月11日に、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、多度津町地域の元気臨時基金条例の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規程により、12月定例議会におきまして報告をし、議会の議決を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、国の予算における地域活性化・地域の元気臨時交付金が予算化されており、本町に対する交付限度額は、1千537万4千円で、10月25日に内閣府より内示がありました。この交付金の活用事業については、26年度事業に充当する予定であり、予算措置上、一度基金に積み立てる必要がありますので、基金条例を制定するものでございます。

1ページをお開き下さい。

基金の内容でございますが、第1条は、本基金設置の目的について規定するものでございます。第2条は、基金の積立額については、一般会計歳入歳出予算で定めるものでございます。第3条は、基金の管理については、最も確実かつ有利な方法によって、保管しなければならないことを定めるものでございます。第4条は、基金の運用益は、予算に計上して、この基金に編入するという、基金運用益の処理を定めるものでございます。第5条は、処分については、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、この基金が処分できると規定するものでございます。第6条は、委任事項について定めるものでございます。

なお附則として、第1項で、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するものです。

第2項として、この条例の失効として、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残

余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。と規定するものでございます。

以上、簡単ですが提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号 多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。

議案第2号 多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正されたことを受けて制定するものでございます。

旧規定においては、毎事業年度生じた利益の処分については、議会の議決によることでしか定めることができず、資本剰余金に至っては、政令で定める場合を除くほか、処分することができないとされておりました。

今回の改正により、法定積立金の積立義務が廃止され、条例を定めることによっても、利益剰余金及び資本剰余金を処分できることとなりました。

この法令は、平成24年4月1日に施行されておりますが、本町では平成23年度及び平成24年度決算におきましては、従来どおり議会の議決を経て剰余金の処分を行いました。

しかしながら、剰余金の処分については、毎事業年度発生するため、議会の議決ではなく条例の定めにより処理する方が事務処理の効率化を図ることができるものと考えられます。

また、これまでの地方公営企業法に基づく処分方法を継続し、事業年度ごとに取扱いの差をなくすこと、さらにその取扱いが住民の皆様にとって的確なものとなるようにするため、統一した基本的なルールを条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の内容について説明させていただきます。

第1条は、趣旨について規定しており、水道事業の財政的基盤を確立し、もって水道事業の健全な運営に寄与するため、本条例を定めようとするものでございます。

第2条は、利益の処分の方法及び、積立金の取崩しについて規定しており、第1項では利益処分の具体的な基準、第2項では各積立金の目的、第3項では目的の例外、第4項では資本組み入れについて、それぞれ定めようとするものでございます。

第3条は、資本剰余金について定めようとするものでございます。

第4条は、欠損の処理について規定しており第1項では、利益積立金、第2項では資本剰余金をそれぞれ欠損の補填財源として使える旨を定めようとするものでございます。

第5条は、委任について定めようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条第4項につきましては、平成26年4月1日より施行しようとするものでございます。

誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号 多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第4号 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号 多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例を廃止する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第3号から議案第6号までの4議案を一括して、提案説明を申し上げます。

まず、議案第3号 多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、現行の乳幼児医療費助成制度及び子育て支援医療費助成制度を統合拡充し、中学校卒業までの通院を含めました

医療費助成制度とするため、諸規定を整備しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお願いします。

まず、題名について、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例に改めるものでございます。

第1条は、下線部でございますが、乳幼児を乳幼児等に、漢字で表記しています共にをひらがなに改めるものでございます。

第2条第1項は、全文を改め、乳幼児等を乳幼児（7歳に達した日の属する月の末日までの者）及び子ども（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外の者）と定義するものでございます。

第2項は、下線部の句点を削除し、乳幼児を乳幼児等に改めるものでございます。

5ページにかけてでございますが、新条例において、第3項から第5項を追加し、旧条例の第3項を第6項とするもので、第3項は医療保険各法について、第4項は保険給付について、第5項は一部負担金等について、それぞれ定義を加えるものでございます。

6ページにかけてでございますが、第3条は見出しを受給資格者に改め、受給資格者を、多度津町の区域内に住所を有する者であって、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者と規定するものでございます。

ただし書きで、生活保護や重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費助成の対象者は除くこととしています。

第4条は、下線部でございますが、見出しの助成を受給に改め、第1項の医療費のをこの条例によるに、対象乳幼児を受給資格者に、乳幼児医療費助成資格者証（「以下資格者証」という）を、受給資格者証にそれぞれ改め、第2項を削るものでございます。

7ページにかけてでございますが、第5条は、医療費の助成について、全文を改め、町長は、前条の助成対象者に対し、受給資格者に係る一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成するものとする規定するものでございます。

8ページにかけて、第6条は、下線部でございますが、第2項の（昭和33年法律 第192号）を削り、第3項の病院、診療所等を保険医療機関等に改め、からの次に受給資格者のを加えるものでございます。

第7条及び第8条は、下線部の乳幼児医療費を乳幼児等医療費に改める

ものでございます。

2ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定しています。

3ページにかけてでございますが、経過措置について、第2項で新条例の規定は施行日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用する規定を、第3項で旧条例で乳幼児医療費助成資格者証の交付を受けている者については、新条例の申請があったものとみなす規定を設けています。

第4項では、準備行為について、新条例の施行日前に必要な準備行為ができるよう規定しています。

次に、議案第4号 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第3号で提案しました多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴い、諸規定の整備等を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。第2条第1項第5号は、下線部の第4号を前号に改めるものでございます。

3ページをお願いします。第3条第2項第2号は、引用条例名を多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例に、対象乳幼児を対象乳幼児等（7歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。）に改めるものでございます。

第4号は、下線部の（明治29年法律第89号）を削るものでございます。第3項は、前項第4号及び第5号を前項第3号及び第4号に改めるものでございます。

1ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項は、改正条例の適用について、条例の施行の日以後の医療費の助成について適用する規定を設けるものでございます。

次に、議案第5号 多度津町重度身体障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第3号で提案しました多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴い、諸規定を整備するもので

ございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。第3条第2項第2号は、引用条例名を多度津町 乳幼児等医療費の助成に関する条例に、対象乳幼児を対象乳幼児等（7歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。）に改めるものでございます。

1ページをお願いします。附則として、第1項は施行期日について、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定するものでございます。

第2項は、改正条例の適用について、条例の施行の日以後の医療費の助成について適用する規定を設けるものでございます。

次に、議案第6号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例を廃止する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例は、本年3月中学校卒業までの入院に係る医療費を助成するため制定したものでございますが、議案第3号で提案しました多度津町 乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正によりまして、中学校卒業までの入院に係る 医療費助成につきましても、包含されることとなることから、廃止をしようとするものでございます。

附則として、第1項は、施行期日について、この条例は平成26年4月1日から施行すると、第2項は、経過措置について、平成26年4月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によると規定しています。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号から議案第6号まで、4議案を一括して、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第4号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額、81億8千363万6千円に、歳入歳出それぞれ、3億9千350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ、85億7千713万6千円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、土木管理費などで、減額補正の主なものは、児童福祉費、小学校費、幼稚園費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、繰越金、町債などで、減額補正の主なものは、国庫負担金などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正で、追加で事項は、多度津町ごみ収集運搬業務委託料で、期間は平成26年度から平成28年度、限度額は9千万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

7ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正でございます。それぞれの限度額の補正で、増額補正は排水路整備事業で1千950万円、教育施設整備事業で3億2千330万円、農業施設整備事業で1千160万円、消防施設整備事業で1億3千860万円、臨時財政対策債で4億2千547万2千円に改めるもので、減額補正は、道路整備事業で1億130万円でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

34ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1 議会費は28万6千円の減額補正により、1億1千737万7千円に改めるものです。項1. 議会費の目1. 議会費で、28万6千円の減額。

36ページをお開き下さい。

款2 総務費は1千574万6千円の増額補正により、12億3千932万6千円に改めるものです。項1. 総務管理費は1千660万1千円を増額し、内訳として、目1. 一般管理費で106万3千円の減額。目5. 財産管理費で243万1千円の減額。目6. 企画費は、財源内訳の変更。目8. 出張所費で12万5千円の減額。目10. 交通安全対策費で、22万円の増額。目12. 行政施策費で、2千万円の増額。項2. 徴税費は42万1千円を減額し、内訳として、目1. 税務総務費で57万1千円の減額。目2. 賦課徴収費で15万円の増額。項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費で30万9千円の減額。

38ページをお開き下さい。項5. 統計調査費では6万7千円を減額し、内訳として、目1. 統計調査総務費で、6万7千円の減額。目2. 受託統計調査費は、予算の組み替え。項6. 監査委員費で、目1. 監査委員費

で、5万8千円の減額です。

40ページをお開き下さい。

款3 民生費は、3千657万6千円の増額補正により26億3千441万5千円に改めるものです。項1. 社会福祉費で5千484万2千円を増額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費で57万4千円の減額。目2. 国民年金費で13万7千円の減額。

目3. 老人福祉費で89万3千円の増額。目4. 総合福祉センター費で47万円の増額。目6. 社会福祉施設事業費で320万円の増額。目7. 障害者福祉費で5千99万円の増額。項2. 児童福祉費で1千826万6千円を減額し、内訳として、目1. 児童福祉費で6千561万9千円の減額。

42ページをお開き下さい。目2. 児童保育費で4千714万3千円の増額。

目5. 乳幼児福祉費で21万円の増額。

44ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、632万1千円の増額補正により6億4千595万9千円に改めるものです。項1. 保健衛生費は38万7千円を減額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費で51万7千円の減額。目4. 火葬場費で14万円の増額。目5. 環境保全費で1万円の減額。項2. 清掃費は670万8千円を増額し、内訳として、目1. 清掃総務費で38万7千円の減額。目2. し尿処理費で701万3千円の増額。目3. じん芥処理費で8万2千円の増額。

46ページをお開き下さい。

款6 農林水産業費は730万4千円の増額補正により、2億2千738万1千円に改めるものです。項1. 農業費は730万4千円を増額し、内訳として、目1. 農業委員会費で10万6千円の減額。目2. 農業総務費で24万4千円の減額。目3. 農業振興費で752万2千円の増額。目4. 農地費で13万2千円の増額。

48ページをお開き下さい。

款7. 商工費は380万1千円を増額補正し、1億2千827万8千円に改めるものです。項1. 商工費は380万1千円を増額し、内訳として、目1. 商工総務費で296万の増額。目3. 観光費で84万1千円の増額。

50ページをお開き下さい。

款8 土木費は2億1千125万円の増額補正により、8億939万円に改めるものです。項1. 土木管理費の目1. 土木総務費で1億8千574万3千円の増額。項2. 道路橋梁費は1千40万円を増額し、内訳として、目2. 道路維持修繕費は、財源内訳の変更。目3. 道路新設改良舗装費で1千40万円の増額。項3. 河川費は387万4千円を増額し、内訳として、目

2. 河川改良費は、財源内訳の変更。目3. 施設管理費で387万4千円の増額、項4. 港湾費は1千120万4千円を増額し、内訳として、目1. 港湾管理費で20万4千円の増額。目2. 港湾建設費で1千100万円の増額。項5. 住宅費の目1. 住宅管理費で、2万9千円の増額。

52ページをお開き下さい。

款9 消防費は1億1千876万6千円の増額補正により、5億722万1千円に改めるものです。項1. 消防費は1億1千876万6千円を増額し、内訳として、目1. 常備消防費で272万8千円の減額。目2. 非常備消防費で8千円の増額。目3. 消防施設費で1億2千148万6千円の増額。

54ページをお開き下さい。

款10 教育費は597万8千円の減額補正により、11億9千398万5千円に改めるものです。項1. 教育総務費は65万3千円を減額し、内訳として、目1. 教育委員会費で12万8千円の減額。目2. 事務局費で52万5千円の減額。項2. 小学校費は479万5千円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費で28万円の増額。目3. 学校建設費で507万5千円の減額。項3. 中学校費は154万9千円を増額し、内訳として、目1. 学校管理費で8万9千の増額。目3. 学校建設費で146万円の増額。項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費で209万7千円の減額。項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費で63万2千円の増額。項6. 保健体育費の目2. 学校給食共同調理場費で61万4千円の減額であります。

次に、歳入について説明いたします。

12ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は1億694万8千円の増額補正により、15億4千694万8千円に改めるものです。項1. 地方交付税の、目1. 地方交付税1億694万8千円の増額。

14ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は54万円の減額補正により、1億3千206万4千円に改めるものです。項1. 分担金の、目1. 農林水産業費分担金で54万円の減額。

16ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は10万円の増額補正により、1億6千476万2千円に改めるものです。項2. 手数料の、目3. 消防費手数料で10万の増額。

18ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、527万円の減額補正により8億987万円に改めるものです。項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金で2千54万4円の減

額。項2. 国庫補助金は1千527万4千円を増額し、内訳として、目1. 総務費国庫補助金で1千537万4千円を増額。目2. 農林水産業費国庫補助金で10万円の減額。

20ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は1千42万6千円を増額補正により、6億3千792万7千円に改めるものです。項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金で251万2千円を増額。項2. 県補助金は791万4千円を増額し、内訳として、目1. 総務費県補助金で300万円の増額。目2. 民生費県補助金で9万6千円を増額。目4. 農林水産業費県補助金で481万8千円を増額。

22ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は2千324万8千円を増額補正により、3千796万8千円に改めるものです。項2. 財産売払収入の目1. 不動産売払収入で2千324万8千円を増額。

24ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は9万9千円の減額補正により、364万2千円に改めるものです。項1. 寄附金の目1. 寄附金で9万9千円の減額。

26ページをお開き下さい

款12. 繰入金は、2千万円を増額補正により、4億4千453万8千円に改めるものです。項2. 基金繰入金の目7. 地域の元気臨時基金繰入金で2千万円を増額。

28ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、1億2千968万9千円を増額補正により、2億1千274万2千円に改めるものです。項1. 繰越金の目1. 繰越金で1億2千968万9千円を増額。

30ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、532万6千円を増額補正により、1億5千839万6千円に改めるものです。項4. 雑入の目4. 雑入で532万6千円を増額。

32ページをお開き下さい。

款15. 町債は、1億367万2千円を増額補正により10億3千667万2千円に改めるものです。項1. 町債は1億367万2千円を増額し、内訳として、目3. 土木債は450万円の減額、目4. 消防債は8千210万円の増額、目5. 教育債は630万円の増額。目6. 農林水産業債は430万円の増額。目9. 臨時財政対策債は1千547万2千円を増額であります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、81億8千363万6千円を、85億7千713万6千円の改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い

い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第8号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）について、議案第9号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第8号及び議案第9号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第8号 平成25年度 多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についての提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額 2,850,200千円から、歳入歳出それぞれ220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,849,980千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

国14ページをお願いします。

款1 総務費は149千円減額し、43,490千円とするものでございます。

項1 総務管理費の人件費等の減額によるものでございます。

国16ページから国21ページまでの款2 保険給付費、款3 後期高齢者支援金等、款6 介護納付金は、歳入の国庫支出金の減額に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

国22ページをお願いします。

款11 諸支出金は71千円減額し、37,825千円とするものでございます。項2 繰出金 目1 直営診療所会計繰出金を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いします。

款2 国庫支出金は、30,034千円減額し、594,809千円とするものでございます。項1 国庫負担金 目1 療養給付費等負担金 30,000千円の減額、項2 国庫補助金 目2 特別調整交付金 34千円の減額でございます。

国10ページをお願いします。

款8 繰入金は、30,186千円減額し、178,310千円とするものでございます。項1 他会計繰入金は、186千円の減額で、内訳は、歳出の直営診療所会計繰出金の減額に伴います 目1 一般会計繰入金37千円の減額、歳出の総務費の減額に伴います 目2 職員給与費等繰入金149千円の減額でございます。項2 基金繰入金は、30,000千円の減額でございます。

国12ページをお願いします。

款9 繰越金は、60,000千円増額し、83,818千円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,849,980千円とするものでございます。

次に、議案第9号 平成25年度 多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の 歳入歳出予算の総額 25,934千円に、歳入歳出それぞれ 29千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,963千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

直12ページをお願いします。

款1 総務費 項1 施設管理費は、29千円の増額により、18,749千円とするものでございます。内訳は、目1 一般管理費の一般職給66千円、共済費 20千円の減額、役務費15千円、備品購入費 100千円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3 繰入金は、71千円 減額し、10,426千円とするものでございます。歳出の総務費の減額に伴いまして、国保会計からの繰入金を減額するものでございます。

直10ページをお願いします。款7 県支出金 項1 県補助金は、100千円を新たに予算計上するものでございます。歳出の総務費の備品購入費について、香川県からへき地・離島診療システム補助金として全額補助が受けられるものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 29千円を増額し、歳入歳出予算の総

額を25,963千円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第8号及び議案第9号について、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額9億996万1千円から、歳入歳出それぞれ、260万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億1千256万9千円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳出は、総務費、下水道費及び公債費の、増額補正でございます。

一方、歳入は繰入金の増額補正、町債の減額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

下4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。補正内容としましては、限度額の減額補正で、2億2千290万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず始めに歳出でございますが、下16ページをお開き下さい。

款1総務費につきましては、項1総務管理費93万5千円から1万円増額し、94万5千円に、項2業務管理費1億7千6万5千円から140万2千円増額し、1億7千146万7千円にそれぞれ改めるものでございます。これは主に、下水道使用料徴収負担金が、増額となったことによる 増額補正でございます。

下18ページをお開き下さい。

款2下水道費につきましては、5千16万1千円から74万6千円増額し、5千90万7千円に改めるものでございます。これは 時間外勤務手当及

び消耗品費の増額補正でございます。

下20ページをお開き下さい。

款3公債費につきましては、6億8千880万円から45万円増額し、6億8千925万円に改めるものでございます。これは、過去の町債における利率見直しによる長期債償還元金及び利子の増額補正でございます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたしますので、下10ページをお開き下さい。

款2使用料及び手数料につきましては、項2手数料2千円から、12万1千円増額し、12万3千円に改めるものでございます。これは指定工事店及び責任技術者の、登録数増による増額補正でございます。

下12ページをお開き下さい。

款5繰入金につきましては、1億8千573万8千円から1億8千638万7千円増額し、3億7千212万5千円に、改めるものでございます。

下14ページをお開き下さい。

款8町債につきましては、4億680万円から1億8千390万円減額し、2億2千290万円に、改めるものでございます。これは下水道事業債及び資本費平準化債の額が確定したことによる、減額補正でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額9億996万1千円を、9億1千256万9千円に改めるものでございます。

誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第2号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第11号 平成25年度 多度津町特別会計介護保険補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額 21億3千528万5千円に、歳入歳出、それぞれ51万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億3千579万6千円にしようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正は介護認定審査会費、及び地域支援事業費で、減額補正は総務管理費です。

一方、歳入における補正は、総務費の増に伴う一般会計繰入金、地域支援事業の増に伴う各財源の増額補正です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

介16ページをお開きください。

款1 総務費は11万1千円の増額補正により、5千377万2千円にしようとするもので、項1 総務管理費の人件費等による94万6千円の減額、項3 介護認定審査会費の認定調査費105万、及び項7 計画策定委員会費の7千の増額によるものです。

次に、介18ページになりますが、款5 地域支援事業は40万円の増額補正により、4千740万4千円にしようとするもので、項1 介護予防事業費のニーズ調査郵送料の増額によるものです。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。款3 国庫支出金は、10万円の増額補正により4億8千182万1千円にしようとするもので、歳出の地域支援事業費増額によるものです。

次に、介10ページになりますが、款4 支払基金交付金は、11万6千円の増額補正により、5億6千918万6千円にしようとするもので、これも歳出の地域支援事業費増額によるものです。

次に、介12ページになりますが、款5 県支出金は、5万円の増額補正により、2億9千562万6千円にしようとするもので、これも歳出の地域支援事業費増額によるものです。

次に、介14ページになりますが、款8 繰入金は、24万5千円の増額補正により、3億3千584万8千円にしようとするもので、項1一般会計繰入金 16万1千円の増額は、歳出の地域支援事業費、及び総務費の増額によるものです。

項2 基金繰入金 8万4千円の増額は、歳出の地域支援事業費増額によるものです。

以上で議案第11号 平成25年度 多度津町特別会計介護保険補正予算（第2号）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第12号 平成25年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第12号 平成25年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）
について提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計に基づきまして、水道事業予定損益計算書及び予定
貸借対照表は、消費税抜きで、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、1ページをお開きください。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、補正
するものでございます。

収入の部より説明をさせていただきます。

第1款水道事業収益7億1千470万1千円から464万2千円減額し、7億1千
5万9千円に改めようとするものでございます。

内訳と致しまして、第1項営業収益6億9千722万2千円から615万9千円
減額し、6億9千106万3千円に、第2項営業外収益1千747万8千円から
151万7千円増額し、1千899万5千円に改めようとするものでございま
す。

次に、3ページをお開きください。

平成25年度多度津町水道事業会計予算実施計画の収益的収入および支
出により、説明をさせていただきます。

収入欄をご覧ください。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、6億
8千787万9千円から660万9千円減額し、6億8千127万円に、目2その他
営業収益につきましては、522万7千円から45万円増額し、567万7千円
に改めようとするもので、年間予想配水量の減少によるものでござい
ます。

項2営業外収益、目1他会計負担金につきましては、1千686万1千円か
ら151万7千円増額し、1千837万8千円に改めようとするものでござい
ます。

再度1ページをお開きください。

次に、支出の部につきまして説明をさせていただきます。

第1款水道事業費用7億815万7千円から1千389万2千円減額し、6億9千
426万5千円に改めようとするものでございます。

内訳と致しまして、第1項営業費用6億3千616万4千円から1千173万3千
円減額し、6億2千443万1千円に、第2項営業外費用6千989万円から
215万9千円減額し、6千773万1千円に改めようとするものでございま

す。

再度3ページの支出欄をお開きください。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費につきましては、2億9千769万8千円から519万3千円減額し、2億9千250万5千円に改めようとするもので、主に配水量および浄水量の減に伴う平瀬浄水場の下水道放流費ならびに、薬品、動力、補償費の減額、委託料等の減額によるものでございます。

目2配水及び給水費につきましては、5千221万円から778万6千円減額し、4千442万4千円に改めようとするもので、主に人事異動に伴う給与費等の減額によるものでございます。

目3受託工事費につきましては、861万4千円から39万4千円増額し、900万8千円に改めようとするもので、主に上半期実績による手当等の増額によるものでございます。

目4業務費につきましては、3千869万3千円から228万6千円減額し、3千640万7千円に改めようとするもので、主に人事異動に伴う給与費等の減額によるものでございます。

目5総係費につきましては、3千933万8千円から132万1千円減額し、3千801万7千円に改めようとするもので、主に人事異動に伴う退職手当費等の減額によるものでございます。

目6減価償却費につきましては、1億8千539万7千円から554万1千円減額し、1億7千985万6千円に改めようとするもので、減価償却費確定によるものでございます。

目7資産減耗費につきましては、1千410万2千円から1千万円増額し、2千410万2千円に改めようとするもので、水道事業広域化に備えて不要な固定資産の除却をさらに進めるため増額するものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息につきましては5千929万円から196万9千円減額し、5千732万1千円に改めようとするもので、企業債の利率見直しに伴う企業債利息の減額によるものでございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、855万円から19万円減額し、836万円に改めようとするもので、納付予定消費税の減額によるものでございます。

なお、明細につきましては、15ページから17ページに記載しております。

次に、2ページをお開きください。

第3条に記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8千689万円は、当年度消費税及び地方消費税資本

的収支調整額889万円、当年度損益勘定留保資金1億9千949万9千円、減債積立金4千212万2千円、建設改良積立金3千637万9千円で補てんするものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8千564万7千円は、当年度消費税および地方消費税資本的収支調整額880万円、当年度損益勘定留保資金2億395万8千円、減債積立金5千200万4千円、建設改良積立金2千88万5千円で補てんするものとする。に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出3億8千226万7千円から124万3千円減額し、3億8千102万4千円に改めようとするものでございます。

内訳と致しまして、第1項建設改良費1億8千671万8千円から189万円減額し、1億8千482万8千円に、第2項企業債償還金1億9千554万9千円から64万7千円増額し、1億9千619万6千円に、改めようとするものでございます。

4ページをお開きください。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費につきましては、599万2千円から189万円減額し、410万2千円に改めようとするもので、量水器購入費用の減額によるものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金につきましては、1億9千554万9千円から64万7千円増額し、1億9千619万6千円に改めようとするもので、企業債の利率見直しに伴う企業債支払元本の増額によるものでございます。

なお、明細につきましては、18ページに記載しております。

再度2ページを、お開きください。

第4条予算第8条に定めた、(1)職員給与費8千175万9千円を7千170万3千円に、(2)交際費25万円を10万円に、それぞれ改めようとするものでございます。

なお、給与費の明細につきましては、6ページから7ページに、記載しております。

次に、11ページをお開きください。

平成25年度多度津町水道事業予定損益計算書につきまして、説明をさせていただきます。

1営業収益は、6億5千838万6千円、2営業費用は、6億883万4千円ですので、営業利益は、4千955万2千円の予定でございます。

12ページを、ご覧ください。

3営業外収益は、1千852万2千円、4営業外費用は、5千937万1千円です

ので、経常利益は、870万3千円の予定でございます。

5特別損失は、10万3千円、6予備費は、190万4千円ですので、当年度純利益は、669万6千円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、5億2千676万9千円ですので、当年度未処分利益剰余金は、5億3千346万5千円の予定でございます。

13ページを、お開きください。

平成25年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきまして説明をさせていただきます。

資産の部、1固定資産の(1)有形固定資産合計は、82億741万5千円、固定資産合計も82億741万5千円、2流動資産合計は、6億1千679万1千円ですので、資産合計は、88億2千420万6千円の予定でございます。

14ページを、ご覧ください。

負債の部、3流動負債合計は、4千130万5千円、負債合計も、4千130万5千円、資本の部、4資本金の(1)自己資本金合計は、17億9千990万3千円、(2)借入資本金合計は、33億4千987万円ですので、資本金合計は、51億4千977万3千円の予定でございます。

5剰余金の(1)資本剰余金合計は、30億7千128万2千円、(2)利益剰余金合計は、5億6千184万6千円ですので、剰余金合計は、36億3千312万8千円の予定でございます。

よって資本合計は、87億8千290万1千円、負債・資本合計は、88億2千420万6千円の予定でございます。

誠に簡単でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第13号 教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育委員会委員であります 山本恵美子氏は、平成25年12月24日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同

意を求めるものでございます。

山本氏は、多度津町大字庄76番地1にお住まいで、昭和22年10月8日生まれの66歳でございます。

また、氏は、昭和58年から学習塾の運営に携わり、教育者としてご活躍され、高潔な人格とともに、その永年にわたる教育者としての豊富な経験と識見を持った方であり、平成23年9月9日に教育委員に任命されて以来、信頼も厚く精力的にご活動なさっており、教育委員会委員に最適任であると考えております。

なお、任期は、平成25年12月25日から平成29年12月24日まででございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、今議会に提出されました議案の提案説明は、全て終了致しました。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号と議案第7号から議案第12号までの7議案を総務教育常任委員会に、議案第2号から議案第6号までの5議案につきまして、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、12議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託、審査することに決定致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

ありがとうございました。

散会 午前10時24分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 12 月 9 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記